

合併浄化槽設置補助金の交付申請について

黒潮町では、生活排水による公共用水域の水質汚染の防止と快適な生活環境の創造を図るため、合併浄化槽を設置しようとする方に補助金を交付しています。

補助金の交付を受けるには、事前に申請が必要です。

平成27年度中に合併浄化槽の設置を予定している方で、補助金を希望する方は、補助金交付申請を行ってください。

◆**受付開始日** 4月1日(水)

※予算到達時点で受付終了。

◆**補助金額**

- 5人槽 33万2000円
- 6～7人槽 41万4000円
- 8～10人槽 54万8000円

○お問い合わせ

本庁 住民課 環境保全係

☎ 43-2800 (課直通)

粗大ごみの出し方

町が収集する粗大ごみは、主に家庭の日常生活で使用されたもので、町指定ごみ袋に入らない大きさの、50cm以上2m以内のもので

粗大ごみには必ず「黒潮町粗大ごみ指定証票」のシールをはってください。

※証票は、町内のごみ袋販売店で1枚50円で購入できます。

◆**証票が必要な粗大ごみ**
机、イス、ソファ、たんす、ベッド、カーペット、たたみ、布団、コタツなど

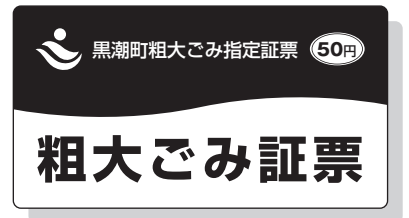
※布団はしばってください。
◆**証票が不要な「指定9品目」**

- ① ガスコンロ ② 電子レンジ
 - ③ なべ ④ やかん ⑤ フライパン
 - ⑥ 自転車・三輪車 ⑦ ストープ
 - ⑧ スチール机 ⑨ トタン
- ※トタンはしばってください。
※ストープの灯油・電池は抜いてください。

◆**収集できないもの**

【大型粗大ごみ】
2mを超えるもの(2m以内にすれば収集可)

【家電リサイクル法対象品】
テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機



【機械・器具類】

農具、漁具、電動工具、ドラム缶、タイヤなど

【危険物】

ガスボンベ、燃料、薬品など

【産業廃棄物】

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油・酸・アルカリ・プラスチック類

その他政令で定める廃棄物

※収集できないものは、廃棄物処理業者や販売店などに相談のうえ処分をお願いします。

◆**粗大ごみの収集日**

町カレンダー、一般ごみ収集計画表、町ケーブルテレビ(IWK TV)のデータ放送でご確認ください。

◆**使用済小型家電の無料回収**

役場や回収ボックス設置場所へお持ちください。

◆**不法投棄・野焼きの禁止**

ごみの不法投棄・野焼きは法律により禁止されています。

違反した者には、5年以下の懲役、もしくは1千万円以下の罰金、またはこの両方が科せられます。

○お問い合わせ

本庁 住民課 環境保全係

☎ 43-2800 (課直通)

犬の登録などの手続き



◆**登録**

生後91日以上の犬は、狂犬病予防法により、市町村への登録が義務づけられています。

◆**死亡**

登録市町村への届出が必要です。

◆**転入・転出**

転入先の市町村への届出が必要です。

犬の死亡や転入・転出の届がないと、いつまでも台帳に登録されたままとなり、お知らせなどを送付することになりますので、必ず届け出てください。また、転居の際にも連絡をお願いします。

○お問い合わせ

本庁 住民課 環境保全係

☎ 43-2800 (課直通)

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第1係

☎ 55-3113 (直通)

お詫びと訂正

「平成27年黒潮町カレンダー」に誤りがありました。お詫びして訂正します。

◆ケーブルテレビ・インターネット

黒潮町光ネットワークサービスセンター

(操作 故障)

☎ 0800-200-1373 (正)